

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月17日

【事業年度】 第112期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

【会社名】 日本金属工業株式会社

【英訳名】 Nippon Metal Industry Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 義村 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング

【電話番号】 東京03(3345)5588

【事務連絡者氏名】 財務部長 村岡 浩一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング

【電話番号】 東京03(3345)5588

【事務連絡者氏名】 財務部長 村岡 浩一

【縦覧に供する場所】 日本金属工業株式会社大阪支店
(大阪府中央区南本町四丁目2番21号)

日本金属工業株式会社名古屋支店
(名古屋市東区東桜一丁目9番26号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第112期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（6）<省略>

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

（8）<省略>

（訂正後）

（1）～（6）<省略>

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役・監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役・監査役及び会計監査人（取締役・監査役及び会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

（8）<省略>